別　紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

上富田町は和歌山県の紀南地域にあり、梅・みかんを中心とした農業と食品加工製造業、金属や釦加工等の製造など、農業と商工業を主産業としており、平成２７年７月には高速道路が上富田町内において供用開始している。また、観光面においてもスポーツ観光を軸とした取り組みに力を入れており、それと併せ豊かな自然・歴史文化等を活用した交流による観光事業など、新たな事業展開を図る好機であり、各事業主の取り組み強化が可能である。

地域の人口構造について

上富田町の総人口は２０００年まで急速に増加し、１９８０年から２０００年までの２０年間における５年ごとの増加率は平均５．２％、年率で１．０４％でした。その後も微増が続いていますが、２０００年から２０２０年までの２０年間における５年ごとの増加率の平均が１．０％であり、人口増にも陰りが見えています。この４０年間を年齢層の構成比でみると、精算年齢人口（１５～６４歳）は１９８０年の６２．８％から５８．５％へ４．０ポイント低下、年少人口（０～１４歳）は２６．２％から１４．２％へ１２．０ポイント低下、高齢人口（６５歳以上）は１１．０％から２７．２％へ１６．２ポイント上昇となっています。このように、本町の総人口は、これまで順調に増加してきました。少子高齢化の進展の著しい和歌山県にあって、全国平均と比較して年少人口比率が高く、高齢人口比率は低くなっており、少子高齢化の進展も顕著ではありません。しかしながら近年人口増加傾向にも、あきらかに陰りが見えてきているのが現状です。

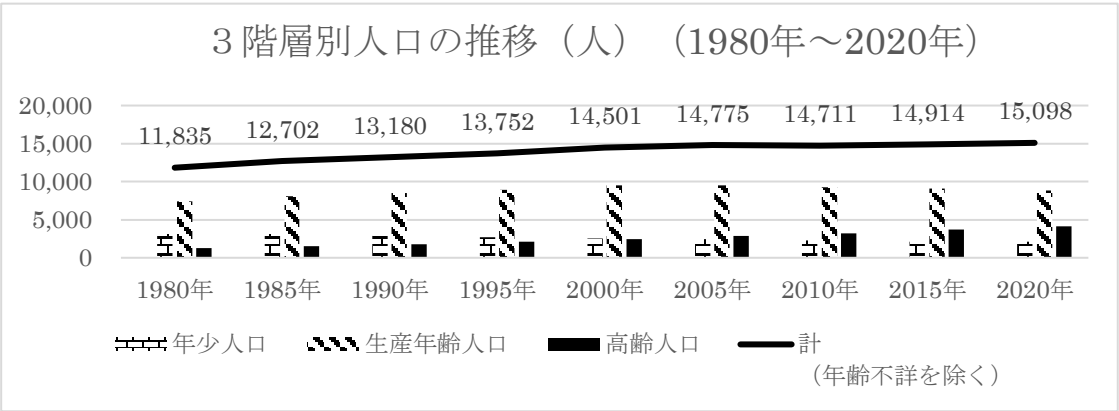

資料　国勢調査（各年１０月１日現在）

産業の現状について

本町の産業構造は「Ｅ　製造業」、「Ｉ卸売業、小売業」、「P 医療、福祉」の従業者数が多く、従業員１人当たりの売上金額は、それぞれ「Ｅ製造業」２０．１百万円、「Ｉ卸売業、小売業」３１．２百万円、「P 医療、福祉」５．５９百万円です。「卸売業、小売業」は、従業員１人当たりの売上金額が「Ｅ製造業」をしのぐ数値となっており、労働生産性の高さがうかがえます。

しかし、今後は生産年齢人口の減少により労働力不足を招き、雇用量や質の低下、後継者不足などの問題が生じることが懸念されており、国内全体における市場規模の縮小や経済構造の変化も踏まえ、町内各産業においても技術革新、生産性向上、高収益化への転換の必要性が高まっています。

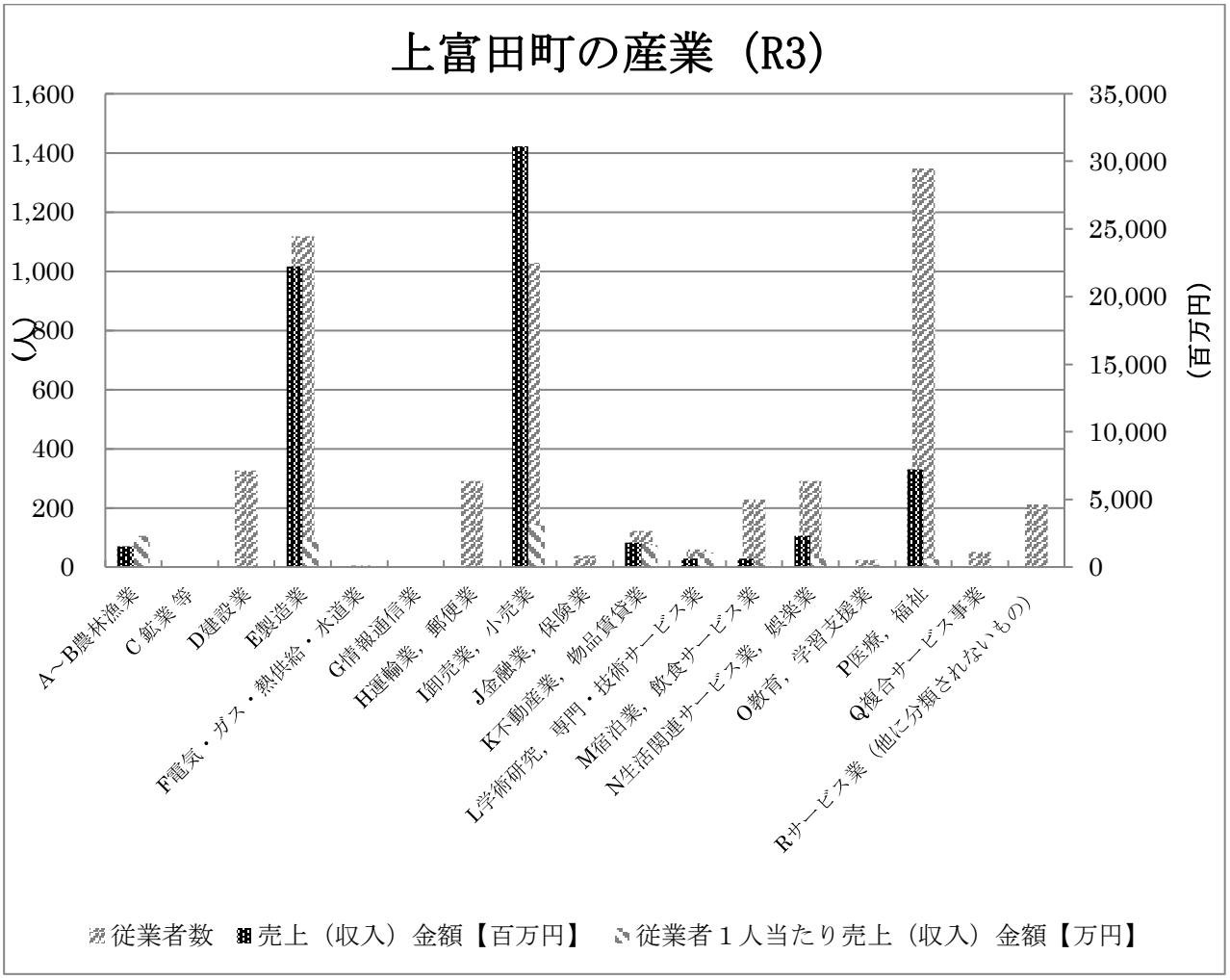

（令和３年経済センサス－活動調査）

（２）目標

上富田町においては中小企業等の振興に関する施策を推進し、中小企業者等の成長、持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とする上富田町中小企業・小規模企業振興基本条例を平成２９年９月制定しました。また、令和３年３月に策定した第５次上富田町総合計画の基本方針においても地域に密着した商業の振興や農業をはじめとする他産業との連携による振興を進めるとともに、豊かな水資源や立地特性を活かして、地域と共生する企業や研究所、訓練機関の立地促進と、既存工業の基盤強化や企業活力の向上を目指すこととしている。

中小企業者が設備投資を通じて労働生産性の向上に取り組んでいけるよう、本計画期間中の先端設備等導入計画について目標を本計画期間中２件とし、中小企業者等の成長、持続的発展並びに地域経済の活性化を図ることを目標とします。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

上富田町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が上富田町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

中小企業者による幅広い取組を促すため、上富田町全域を対象地域とする。

（２）対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促すため、全業種・事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和７年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

計画期間については、３年間、４年間、５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（１）人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
（２）公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。